

福井市技能功労者表彰候補者推薦書及び履歴書記載要領（令和6年度版）

- 1 用紙は、A4版の所定様式を使用し、簡潔明瞭かつ的確に記入すること。
- 2 専門的用語には、すべてふりがな及び平易で分かりやすい解説を付すこととし、当該用語の説明資料を別途作成し、添付すること。
- 3 **様式1号 表彰候補者欄**には、候補者の氏名・生年月日等必要事項を正確に記入すること。
※合併前の美山・越廼・清水での在住期間は、福井市での在住期間とする。
※令和6年11月1日以前に福井市の住民でなくなった場合は、今回の被表彰対象者とならない。
- 4 **様式1号 推薦理由欄、技能の優秀性欄、後継者の育成欄**については、所定欄の8割以上記入すること。
- 5 **様式1号 推薦理由欄**には、技能の優秀性・受賞歴・後継者の育成、その他欄の内容などから、候補者が福井市技能功労者にふさわしいと判断した理由を記入すること。他の技能者との比較の観点から、当該候補者を推薦した理由を記入すること。
- 6 **様式1号 技能の優秀性欄**には、候補者の仕事の速さ・精度・製品の独自性・受賞歴・高度な技術が必要とされる資格の取得実績等について数値等を用いて具体的に記入し、同一職種の他の技能者との差異が分かるようにすること。機械を使って製品を作成する技能の場合は、機械操作の難易度、製品の品質・独自性等を記入すること。
【記入にあたっての留意点】
 - (1) 客観的な表現とすること。
 - ・×「非常に優れている」 →○ 他と比較してどのように優れているか数値等で表現
 - ・×「短時間で加工できる」 →○ 「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等
 - (2) 共同作業等、製品や建造物等に大人数が関わっている場合、本人の関わりが分かるように記入すること。
 - (例) 現場監督として、職人○人を率い、市立□□会館のホールステージ部分の内装を手掛けた。
 - (例) 県内の著名な料理人5人が手掛けた国際○○フォーラムでの料理において、デザートを担当し、首相や◆◆国の外相をもてなした。この5人の中には、○年に福井県優秀技能者表彰を受賞した、△△○○氏もいる。
 - (3) 製品・工事現場の紹介だけでなく、本人の技能が分かるように記入すること。
 - (例) ○○道路の下水道配管工事においては、地下に電線と水道管が入り組んでいた。慎重に工事を進める必要があるため、1か月の工期を見込んでいたが、候補者の掘削技術と正確な継管技術で、電線及び水道管を傷つけることなく、3週間で工事を完了し、完了後の検査において漏水も見られなかった。
- 7 **様式1号 後継者の育成欄**には、候補者が後進の指導育成にあたった方法、対象、範囲等について具体的に記入すること。事業所に勤務する候補者の場合、事業所の枠を超えて後継者の育成を行った実績

があれば積極的に記入すること。

(記入内容の例)

- ・弟子・後輩の育成実績（人数・その弟子の現在の活躍を具体的に記入すること。）
- ・事業所の枠を超えての指導・育成実績
- ・団体からの推薦の場合、団体内の講習会での講師等を行った実績
- ・高校や専門学校、職業訓練校での講師としての実績
- ・技能検定の検定員としての実績
- ・後継者の育成についての受賞実績
- ・地域の子どもの職場体験の受入を行った実績
- ・子ども向けに技能を伝えるイベントの開催実績（〇〇フェア、〇〇教室など）

8 様式1号 その他欄には、技能の優秀性欄、後継者の育成欄に記入しきれなかった内容について記入すること。（候補者の技能に関係のない内容については記入しない。）

(記入内容の例)

- ・地域・社会への貢献（技能を活かしたボランティア等）
- ・候補者が事業主の場合は事業のコンセプト、お客様への想い
- ・工事・建築物・製品の紹介
- ・今後の展望・目標

9 様式第2号 履歴書の経歴欄には、次のとおり記載すること。

- (1) 職歴について就業先事業所の名称、職場における職務内容、地位、役職等の異なるごとに記入すること。なお、本表彰と関連がないものは、記入しないこと。
- (2) 在職期間欄には、その職の始期と終期を記入すること。なお、現職については令和6年11月1日をもって終期とすること。

10 様式第2号 免許・資格等欄には、免許、資格、特許、実用新案等を有する者についてはその種類を、技能検定に合格している者については技能士の名称（〇級〇〇技能士）を記入し、免許等を称する書面の写しを添付すること。

11 様式第2号 表彰欄は、当該技能に関連して表彰を受けたもののみ記入すること。また、その表彰状の写しを添付すること。

12 候補者が手掛けた料理・建築物・製品の写真、候補者の作業風景の写真及び候補者の顔写真を添付（現物での提出と併せて、電子データでも提出）すること。候補者の作業風景の写真及び顔写真は、候補者が福井市技能功労者に決定した際に作成する、福井市技能功労者紹介パネルに使用する。この他、候補者の顔写真については、候補者が福井市技能功労者に決定した際、市政広報・市ホームページに掲載する。

13 その他、候補者を紹介する新聞記事や業界紙等があれば提出すること。

14 提出された書類及び写真は返却しないものとする。